とぴあ浜松農業協同組合

相続手続の共通化

とぴあ浜松農業協同組合は、組合員・利用者の利便性向上を目的に、株式会社 静岡銀行をはじめとした県内複数の金融機関と貯金等の相続手続にかかる書 類・手続きを共通化することとしましたので、ご案内いたします。

1. 実施日

2022年7月1日(金)

2. 取組みの背景・概要

- ○高齢化社会の進展など、今後、貯金等の相続の増加が予想されるなか、金融 機関の相続手続は煩雑で、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの課題が ありました。
- ○こうしたことから、組合員・利用者のみなさまのご負担を少しでも軽減できるよう、静岡県内複数の金融機関と貯金等の相続手続を共通化することとしました。
- ○具体的には、相続手続の際にご記入いただく書類を共通化するとともに、一定の基準を満たすお客さまについては、相続人代表者1名のみの署名・捺印での手続きが可能になるなど、取扱いの簡素化・共通化を図ります。
- ※本件は、相続手続を共同で行うものではありません。
- ※当組合においては、共済取引、貸出取引等があるお客様は対象外になります。

以上